

独立行政法人大学評価・学位授与機構の年度計画（平成20年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づき、平成20年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成19年度実績に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成19年度実績に比較して1%以上の削減を図る。

例えば、次のような措置を講ずる。

- ① 恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。
- ② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。
- ③ 調達については、一般競争入札による競争性を確保した契約をさらに推進する。

2 各事業の業務量の変動に伴い事務組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

- ① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織
評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。
 - ア 大学機関別認証評価委員会
 - イ 短期大学機関別認証評価委員会

- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- エ 法科大学院認証評価委員会
- オ 国立大学教育研究評価委員会
- カ 学位審査会

② 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

③ 運営委員会

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。

(2) 自己点検・評価の実施

平成19年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。

次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成19年度に実施した検証の結果等に基づき、業務の見直しを図る。なお、その際には、大学等の評価、学位授与、調査及び研究並びに情報の収集、整理、提供の各業務の連携を図り、効果的、効率的な業務運営を視野に入れることとする。

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

① 評価体制の整備等

大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成21年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

① 評価体制の整備等

短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成21年度の評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

① 評価体制の整備等

高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成21年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

① 評価体制の整備等

法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

② 評価の実施

平成19年度に申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成21年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成19年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

① 評価体制の整備等

- ・ 国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織を置き、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行う。
- ・ 各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるように、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。

② 評価の実施

- ・ 達成状況判定会議においては、国立大学法人等の教育研究に係る中期目標の達成状況について、書面調査及び訪問調査により分析を行い、評価報告書の原案を作成する。
- ・ 現況分析部会においては、評価の対象となる学部・研究科等の現況について、書面調査により分析を行う。
- ・ 研究業績水準判定組織においては、学部・研究科等の各研究業績の水準について、書面調査により判定を行う。
- ・ 評価の実施に向けて、大学情報データベースを活用して、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。
- ・ 各評価担当者に対し、各国立大学法人等から提出される実績報告書等とともに、上記で収集・蓄積、分析されたデータを大学情報データベースにより、評価担当者に提供する。
- ・ 国立大学教育研究評価委員会は、評価報告書を決定し、当該国立大学法人等及び文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表する。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

- ① 当該年度2回（4月期と10月期に）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

- ② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また、必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の審査の基準を、大学の教育の実施状況も参考にしつつ見直し又は整備する。
- ③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じ見直し改善を図る。
- ④ 学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。
- ⑤ 本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。
- ⑥ 学位授与事業支援システムの中核となる3システムのうちの電子申請システムを本運用し、学位授与事業支援システム全体を本格稼働して、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。
- ⑦ 申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。
- ⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。
- ⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成20年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。
- ⑩ 認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保しつつ、同時に審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図る観点から、原則として、認定後最初は5年後に、それ以降は7年ごとに当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。
- ⑪ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑫ 学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。
また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じ業務の見直しを図る。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

- ① 省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成20年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。
- ② 認定を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、原則として5年ごとに当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。
- ③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。
- ④ 教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑤ 当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。
これに加えて、修士については、希望する申請者に対し、新たに省庁大学校修了見込みの時点での申請も受け、当該修了年度内に学位を授与できる日程で、同様の審査を行う。
- ⑥ 平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

- ① 大学評価の手法、評価指標の研究開発
前年度より継続して以下の研究を行う。
 - ・前年度後半から実施している、大学情報データベースのデータを

実際に用いた定量的分析を継続して行うことにより、データ・指標の有効性や解釈の方法に関する調査研究を行い、機構の大学情報データベースの将来的な改修や、大学評価における定量データの使用のあり方について検討し、取りまとめを行う。

- ・ 大学等の研究パフォーマンスや研究実施構造の定量的分析を行い、今後の大学評価に参考可能な分析手法・結果のあり方を検討し、必要に応じて研究開発に結びつける。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

本年度は次の調査及び研究を行う。

- ・ 平成19年度の調査を踏まえ、教育活動の改善に資する効果の高いプログラムについて検討、研究をすすめ、モデル提案を行う。
- ・ 高等教育機関におけるファカルティディベロップメント活動について、教育の質の向上に資するシステムのあり方を検討し、必要に応じて研究開発に結びつける。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

前年度研究より、大学評価の大きな課題として評価の前提となる計画立案力の問題が明らかになってきた。他方、病院や民間非営利組織あるいは企業においては、計画立案力をサポートする評価手法のいくつかが開発されている。そこで、本年度はこれらの手法のレビューと

- ・ 手法のレビューと整理
- ・ 大学での試行実験
- ・ 他大学の活用事例の分析

を行った上で、先の手法の適用可能性や活用方法、さらには留意点を明らかにし、必要に応じて研究開発に結びつける。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

前年度までに実施した大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を踏まえ、大学評価を効果的に支援する情報技術の活用に係る研究を行う。

本年度は次の調査及び研究を行い、可能なものから研究開発に結びつける。

- ・ 大学情報や評価支援に関連する情報技術の研究・開発動向の調査
- ・ 教育情報を主体とした大学情報に関するデータベース拡張と構築及び大学評価を効果的に支援する情報システムの検討

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成19年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに

機構の評価の改善に活かす。

さらに、機構の認証評価に関する情報が一般社会に有効に活用されるような公開手法のあり方を検討するため、

- ・高校の認証評価情報のニーズ分析
- ・企業の認証評価情報のニーズ分析

に関する調査研究を行う。

本年度は、前年度までの研究を踏まえ、企業の認証評価情報のニーズ分析を主に行い、ニーズにあった認証評価情報のあり方について検討し、必要に応じて機構の評価に結びつける。

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を踏まえて、学位の構造・機能に関する研究の取りまとめを行う。

イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する調査の取りまとめを行う。

イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る

研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方を目指した調査研究の取りまとめを行う。

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。

また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、公開シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

5 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

- ① 国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、情報の提供を受ける。
公私立大学については、各大学の要請を踏まえ、情報の提供を受ける。
また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。
- ② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、大学等から提供を受ける情報の整理・分析を行う。
- ③ 上記で整理・分析された情報を、機構の評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。
- ④ 大学情報データベースシステムの運用により、同システムのアクセス件数について、前年度比10%以上の増加となるように、情報提供の充実を図る。

2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

- ① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。
- ⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

- ① 「平成20年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。
- ② 「平成20年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。
- ③ 大学情報データベースシステムによる情報を活かし、学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に役立てる。
- ④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

6 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

- ① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。
- ② INQA/AHE、APQN等の国際的な高等教育の質保証に関する会議に積極的に参画するとともに、諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する機関・組織等との情報共有、協力体制を推進する。
- ③ 日英高等教育に関する協力プログラムの成果を踏まえ、英国の大学評価機関等との協力体制等を確立する。

(2) 広報活動の実施

- ① 広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。
- ② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

- ① 評価に関するシンポジウム等の開催
機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを3回以上開催する。
- ② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施
各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を1回以上実施する。
- ③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 6億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

なし

VI 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。
- ③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

(別紙1)

平成20年度 予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1,896
大学等認証評価手数料	89
学位授与審査手数料	101
受託事業収入	266
その他	8
計	2,360
支出	
業務等経費	1,540
うち 人件費（退職手当を除く）	889
物件費	623
退職手当	29
大学等評価経費	89
学位授与審査経費	101
受託事業費	266
一般管理費	363
うち 人件費（退職手当を除く）	223
物件費	140
退職手当	0
計	2,360

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

(別紙2)

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	2,373
経常費用	2,373
業務等経費	1,532
大学等評価経費	89
学位授与審査経費	101
受託事業費	266
一般管理費	351
減価償却費	34
財務費用	0
収益の部	2,373
運営費交付金収益	1,876
大学等認証評価手数料	89
学位授与審査手数料	101
受託事業収入	266
資産見返物品受贈額戻入	13
資産見返運営費交付金戻入	21
雑収入	8
純利益	0
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

(別紙3)

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	2,360
業務活動による支出	2,339
投資活動による支出	20
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,360
業務活動による収入	2,360
運営費交付金による収入	1,896
その他の収入	464
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。